

今後の学校給食のあり方に関する調査特別委員会設置に関する決議について

次のとおり、今後の学校給食のあり方に関する調査特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 今後の学校給食のあり方に関する調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び大野城市議会基本条例第3条
- 3 目 的 生活や環境の変化に伴う食環境や市民負担の面から、学校給食の現状や今後のあり方に関して調査・研究を行うもの
- 4 委員の定数 10名
- 5 期 間 特別委員会の設置議決後から令和9年4月30日まで
- 6 そ の 他 本特別委員会は、目的に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお、調査することができる。